

『告発の行方』に見る、“道德教育の行方”

道德の教科化と規範意識、道德心

旺文社 教育情報センター 19年11月

留まるところを知らない食品偽装や耐震・耐火材偽装、企業のコンプライアンス違反、公務員の倫理規定違反等々、社会規範が大きく揺らいでいる。学校でも、いじめや自殺などが後を絶たず、深刻な問題を抱えている。

政府の教育再生会議(以下、再生会議)や文科相の諮問機関である中央教育審議会(以下、中教審)では、人間としての在り方生き方の基盤となる道德教育について議論しているが、両者の間には“教科化”などをめぐって意見の相違が見られる。

ところで最近、映画『告発の行方』(米、1988年)を久々に見た。レイプ犯罪を取り上げた社会派映画で、自尊心、正義感、友情、葛藤、勇気など、人の持つ根源的な心情を強く訴えており、正に“道德教育の行方”を見た感である。



<道德の“教科化”をめぐる提言、議論等>

◎ 再生会議

安倍内閣当時の19年6月、再生会議は『第二次報告』で、道德に替わる「徳育」について、次のように提言している。

- ・ 「徳育」を従来の教科とは異なる“新たな教科”として位置づけ、充実させる。
- ・ 点数評価は行わない。
- ・ 教材は多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。
- ・ 担当教員は、学級担任とする。地域人材の活用も促進。

* 「心と体」の調和

- ・ すべての子どもたちに高い規範意識を身に付けさせる。

なお、再生会議では、中教審が教科化について慎重な姿勢を示している(後述)ことから、第三次報告や最終報告でさらに方向性を強く打ち出すようである。

◎ 『骨太の方針2007』(19年6月閣議決定)

- ・ 「徳育」を新たな枠組みにより“教科化”し、多様な教科書、教材を作成する。
- ・ すべての子どもたちに高い規範意識を身に付けさせる取組み。

◎ 中教審

学習指導要領改訂に向けた議論の「中間まとめ」－『教育課程部会におけるこれまでの審議の概要』(10月30日現在の案文)－では、道德教育の充実・改善が必要であるとしている。そのうえで、各学校段階において、それぞれの段階ごとに道德教育で取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるよう求めている。

道徳教育の教科化に関しては、

- ・ 「道徳の時間」(現行の小・中学校)を特別な教科として位置づけ、教科書を作成することが必要。
- ・ 多様な教材活用のための支援策が必要。
- ・ 授業時数が確保されず、指導が不十分なことから、教科化が議論されていることを踏まえ、教科と同様に、十分な時数の確保と内容の充実を考えるべき。
- ・ 「道徳の時間」は、現在の教育課程上の取扱いを前提に充実を図ることが適当。
- ・ 学校では多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難。

といった様々な意見があると指摘し、“引き続き検討する必要がある”としている。



<映画:『告発の行方』>

『告発の行方』は、女優ジョディ・フォスターがレイプ被害者として迫真の力演でオスカー(アカデミー主演女優賞。『羊たちの沈黙』(1991年)でも受賞)を獲得し、彼女を一躍スターダムにのし上げた映画である。彼女は今秋、社会派サスペンスの新作『ブレイブ ワン』(10月27日公開)のプロモーションで来日している。

『告発の行方』は、酒場のレイプ事件から始まる。事件を担当した女性検事補(ケリー・マクギリス)は加害者側(複数)をレイプ犯として一度は告訴したものの、被害者のJ・フォスターが事件当夜、酒に酔い、マリファナを吸っていたことなどから、加害者側との司法取引に応じ、告訴を取り下げしてしまう。加害者側は刑の軽い傷害事件として懲役わずか9ヶ月の刑に服すことになる。

これを知った被害者は自尊心から猛烈に怒り、反発する。これを見て、検事補K・マクギリスは取引に応じたことを恥じ、女性の尊厳をかけて異例の裁判を起こす。それはレイプの実行犯ではなく、周りでレイプを囁き立てていた教唆犯(複数)の告訴である。教唆犯が有罪となれば、服役中の傷害犯はレイプ犯に切り替わり、懲役15年となる。

この裁判で、一人の青年が教唆を目撃したことを証言するように、検事補から求められる。彼の友人は、傷害犯として服役している。証言によっては、友人の刑期が9ヶ月から15年に延びることになる。彼は、そのことで悩み、苦しむ。結局、彼は教唆があったことを証言し、友人はレイプ犯として15年の刑に服すことになる。

この映画は当時、6分に1件の割合で発生するといわれるアメリカのレイプ事情を背景にした作品であるが、人間の心の深層と行動、個人と集団との関わりなどについても考えさせられる。



<規範意識と道徳心>

さて、道徳教育の目標の一つに、「規範意識を培い、高めていく」ことがあげられている。

「規範」とは、社会や集団の利益のために、その構成員の行動を統制する価値基準であるといえる。この規範が様々な生活体験の中で個人に内面化されていくと、「道徳心」に繋がっていくことになる。

“殺すな、盗むな、嘘をつくな”といった極めて根源的な規範だけでなく、社会集団生活を営むうえでの規範意識は子どもも含め、ほとんどの人間には備わっているはずである。にもかかわらず、社会で、学校で、なぜ、問題行動が起きるのか。

それは、道徳心の希薄、欠如によるためではなかろうか。道徳心は第三者の指示や監視の下で動かされるものではなく、自分自身の心との対話によって呼び起こされるものであろう。その意味では、自身の心の中を探求(修練)する宗教とも相通じるのかもしれない。

『告発の行方』の中で、青年が証言をめぐって苦悩し、葛藤するのは、心の探求の現れであり、強い道徳心を持っていたからである。

子どもたちが問題に直面し、岐路に立ったとき、自らが規範に裏打ちされた道徳心をもって対処することが大事だ。

道徳教育は学校教育全体を通して行われているが、学校、家庭、地域の役割分担と連携が重要である。特に、家庭の果たす役割は言うまでもなく大きい。

しかし、社会環境(情報化や経済的価値観など)の急激な変化、家庭や地域社会の教育力の低下、様々な体験活動の減少などによって、子どもたちの“心の活力”が低下していると指摘されている。子どもたちを、社会の形成者として必要な資質や人格を備えた人間として育てていくためには、学校だけでなく、家庭や地域社会の連携協力が不可欠である。学校での「道徳の時間」を教科化したからといって、道徳心が高まるものでもない。

(2007.11 大塚)